

○財務省告示第十九号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を購入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年一月二十六日

財務大臣 中川 昭一

（別表）

合 計	〃	〃	〃	〃	個人向け利付 国庫債券（変 動・十年）	国債の名称	記号	額面金額の 総額	買入価額の総額
	第十一回	第九回	第七回	第五回	第三回				
二千二百八十 五億七千九十 四万円	五百三十八億 千七百七十九万 円	五百五十億八 千三百七十七 万円	六百億五千三 百二十七万円	五百十八億三 百三万円	七十八億千九 百八万円				七十七億六千六百 十七万九千四百九 十四円
二千二百七十億二 千四百七十四万八 千二百七円	五百三十四億四千 七百八十一万七千 六百六十五円	五百四十七億千 六万八千六百五十 二円	五百九十六億四千 七百七十四千八百 三十四円	五百十四億五千二 百六十万七千五百 六十二円					